

行政相談委員に

佐々木さんと瀬川さん

このほど行政相談委員に佐々木睦美さん（山田・74）と瀬川三枝子さん（後楽町・68）が再任されることとなりました。任期は4月1日から2年間です。

行政相談委員は総務大臣から委嘱を受け、町民の皆さんから受けた国や県、市町村の仕事に対する苦情や相談などに対して助言や関係機関への通知などを行うのが主な業務で、無報酬で活動しています。

◎委員による相談

相談は月に一度の行政相談のほか、手紙や電話などで随時受け付けています。相談に関する費用は無料で、



行政相談委員
佐々木 睦美さん



行政相談委員
瀬川 三枝子さん



秘密は堅く守られます。

行政相談は、行政の仕事などで納得できないこと、困りごとなどを気軽に相談してもらおう場として設けています。お悩み事のある方は、この機会をぜひご利用ください。

◆問い合わせ

町町民課地域安全係（☎82-3111内線126）へどうぞ。

行政相談の日程・特設人権相談所の開設日

◆行政相談の日程

期日	時 間	場 所
5月19日(火)	午後1時半 ～3時半	町中央コミュニティセンター 集会室・第2研修室
6月16日(火)		
7月21日(火)		
8月18日(火)		
9月15日(火)		町中央コミュニティセンター 和室
10月20日(火)		
11月17日(火)		
12月15日(火)		

◆特設人権相談所の開設日

期日	時 間	場 所
6月3日(水)	午前10時 ～午後3時	町中央コミュニティセンター 集会室・第2研修室
8月5日(水)		豊間根生活改善センター ホール
10月7日(水)		船越防災センター 和室・ホール
12月9日(水)		町中央コミュニティセンター 集会室・第2研修室

人権擁護委員に菊地さんを再任

菊地久美子さん（船越・64）が、このほど人権擁護委員に再任され、法務大臣から4月1日付で委嘱されました。任期は向こう3年間です。本町では、菊地さんのほかに4人が人権擁護委員に委嘱されています。



人権擁護委員
菊地久美子さん

人権擁護委員は、私たちの基本的人権が侵されないよう監視し、万が一侵害されたときは、救済のため適切な処置を取ることなどを任務としています。

◎本町の人権擁護委員《敬称略》

▷佐々木正弘▷貫洞征功▷狩野真理子
▷菊地久美子▷佐々木 實

—お気軽にご相談ください—

人権擁護委員は、皆さんが困っている家庭内や近隣関係などの問題をはじめ、土地や交通事故などに関する相談にも応じています。また、定期的の特設人権相談所が開設されますので、お気軽にご利用ください。

◆問い合わせ 町町民課地域安全係（☎82-3111内線126）へどうぞ。